

掲示期間：R2.3.25～5.15

令和2年度（前期） 学生入構許可申請手続について

本学では、交通の安全、教育・研究の環境保持並びに駐車場の円滑な使用を図るため、交通規制を実施しております。

自動車によらなければ通学が困難な者等に対して、下記により学生入構許可申請の受付を行いますので、希望者は申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して学生支援係窓口へ提出してください。

1.申請受付期間

令和2年5月7日（木）～

令和2年5月15日（金）17:00まで

※期間後は、受付できませんので、注意してください。

2.許可期間

令和2年度前期及び後期

※令和2年5月～令和3年3月末まで

3.申請方法

「入構許可申請書（学生用）」に必要事項を記入し、必要書類と併せて学生支援係窓口へ提出してください。なお、令和元年度の許可証所有者は、「入構許可継続申請書（学生用）」で申請すること。

※申請にあたっては、各申請書裏面の誓約書の記入が必要です。

4.許可証の発行

交付は学生支援係窓口で行います。時期については、5月末を予定しています。

※注意：入構が許可された学生の学生番号を電子掲示板で掲示します。

※違反回数が多い学生は発行基準を満たしていても、不許可となる場合があります。

●発行基準など

区分	入構許可証交付基準	申請時必要書類
①昼間コース	公共交通機関による通学時間が、片道概ね 1.5時間 を超える者（徒歩による移動、公共交通機関の待ち時間を除く）	免許証（写）・車検証（写）
②夜間主コース	自動車通学を希望する者	免許証（写）・車検証（写）
③大学院生	通学距離が、片道1km以上の者	免許証（写）・車検証（写）
④共通	身体の障害又は疾病等のため、自動車によらなければ通学が困難な者	免許証（写）・車検証（写）及び医師の診断書等

注1：夜間主コースについては、通学距離等による交付基準の制限はありませんが、学生入構許可証の申請手続きは必要です。手続きをせずに駐車している場合は、違反行為となります。

注2：発行基準を満たしている学生に対し、極力許可できるよう配慮していますが、駐車場スペースが限定されている現状から、**不許可**となる場合があります。

注3：サークルに所属する学生は、サークルの責任においてサークル用許可証を受けられます。
※詳細については別途掲示されています。なお、夜間主サークルは、上表②により申請してください。

注4：許可後の指定駐車場は、⑥武道場横、⑧サークル共用施設前、⑨国際交流会館前となります。

注5：**前年度の入構許可証は3月末で失効しますが、継続申請者は許可証交付まで使用できます。**

※継続申請者は、前年度許可証と引き換えに新たな許可証を交付します。

学生支援課学生支援係

TEL：0134-27-5245／e-mail：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp